

各務原市
小中学校再編の取組について
Q&A集
(令和8年7月版)

各務原市教育委員会

目次

1. 学校再編の目的・背景について	1
Q1-1.なぜ今、この計画を見直す必要があるのですか。.....	1
Q1-2.「学校再編」とは具体的に何をするのですか。.....	1
Q1-3.「望ましい学校規模」とは、どのくらいの大きさですか。.....	1
Q1-4.今のままだと、どの学校が小規模校になるのですか。.....	2
2. 学校再編の進め方について	3
Q2-1.小規模校には良い点もあるのではないのでしょうか。.....	3
Q2-2.学校の再編は、どのように進められるのですか。.....	3
Q2-3.再編などについて、意見を言う機会がありますか。.....	4
Q2-4.なぜ「中学校区」を基本に考えるのですか。.....	5
Q2-5.いつ再編されるのですか。.....	5
Q2-6.具体的な再編の内容はいつ発表されますか。.....	5
3. 再編後の学校の姿について	6
Q3-1.統合後の新しい学校はどこにできるのですか。.....	6
Q3-2.新しい学校の名称や校歌、校章はどうなりますか。.....	6
Q3-3.新しい学校の制服や体操服はどうなりますか。.....	6
Q3-4.現学校敷地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていますが、問題はありませ んか。.....	6
4. 小中一貫教育について	7
Q4-1.なぜ「小中一貫校」という形を目指すのですか。.....	7
Q4-2.小中一貫教育の具体的なメリットを教えてください。.....	7
Q4-3.小中一貫校のデメリットや、心配な点はありませんか。.....	7

Q4-3-1.発達段階の違う子どもたちが同じ校舎で過ごすことに不安があります。小学校低学年の子どもたちが同じ校舎にすることで、中学3年生の受験が心配です。.....	8
Q4-3-2.学校規模が大きくなり、人間関係が希薄になる可能性はありませんか。いじめや不登校などが増加・長期化されることはないですか。.....	8
Q4-3-3.人間関係が9年間固定化されてしまうのではないですか。.....	8
Q4-3-4.小学校卒業という節目が無いと、達成感が無くなってしまいませんか。.....	8
Q4-3-5.小学6年生時の最上級生のリーダーとしての経験が減るのではありませんか。.....	8
Q4-3-6.学校内にいわゆる不良がいて、学校生活に悪影響が無いのか、心配です。.....	9
Q4-4.義務教育学校とはなんですか。(小中一貫校と何が違うのですか。).....	9
Q4-5.義務教育学校の特徴を教えてください。.....	9
Q4-6.義務教育学校となった場合、教職員数はどうなりますか。.....	9
Q4-7.義務教育学校となった場合、小学校・中学校両方の教員免許が必要ですか。.....	10
Q4-8.義務教育学校となった場合、運動会などの行事はどのように実施されますか。.....	10
Q4-9.義務教育学校となった場合、私立中学への進学はできますか。.....	10
5. 子どもや地域への配慮について	11
Q5-1.再編の対象となる在校生には、どのような配慮がありますか。.....	11
Q5-2.新しい学校で、子どもが友人関係に馴染めるか心配です。.....	11
Q5-3.障がいのある子どもへの配慮はどうなりますか。.....	11
Q5-4.学校が遠くなると、通学が心配です。どのような対策を考えていますか。.....	11
Q5-5.統合によって使われなくなる学校(廃校)の跡地はどうなりますか。.....	12
Q5-6.学校がなくなると、地域のコミュニティの核が失われてしまうのではありませんか。.....	12
Q5-7.校舎の建替期間中は、子どもたちはどこで学校生活を送りますか。.....	12
Q5-8.再編時に進級する子どもたちは必ず新しい学校へ進学することになりますか.....	12

Q5-9.スクールバスなどの対象者は小学生だけですか。.....	13
Q5-10.スクールバスとなることで、歩く量が減り、体力が低下しないか心配です。.....	13
Q5-11.現在の学校区と自治会区域にずれが生じていますが、再編により解消されますか。....	13
(参考)現在の小学校区及び中学校区	

本Q&A集は、これまでに寄せられたご質問やご意見を参考に、現時点における考え方をお示しするものです。

このQ&A集に記載の内容については、今後諮問機関や市における検討状況を踏まえて、都度更新していく予定です。

Ⅰ. 学校再編の目的・背景について

Q1-1. なぜ今、この計画を見直す必要があるのですか。

A1-1. 大きく2つの理由があります。

①想定以上の児童生徒数の減少：令和2年の前回計画策定時よりも少子化が加速しており、このままでは、教育活動に課題が生じる小規模な学校がさらに増えることが予測されます。

②学校施設の老朽化：市内の多くの学校が建築後60年以上経過し、建て替えの時期を迎えています。これを機に、未来を見据えた新しい学校のあり方を考える必要があります。

これらの課題に対応し、将来にわたって子どもたちに持続可能で質の高い教育環境を提供するため、具体的な学校再編を見据えた計画の見直しが必要となりました。

Q1-2. 「学校再編」とは具体的に何をしますか。

A1-2. 「学校再編」とは、複数の学校を一つに統合したり（学校統合）、小学校と中学校を一つにして「小中一貫校」にしたりすることなどを指します。これにより、より良い教育環境を整えることを目指します。

Q1-3. 「望ましい学校規模」とは、どのくらいの大きさですか。

A1-3. 基本計画（案）において、以下の規模を適正規模としています。

○適正規模

小学校：12～18学級（各学年2～3学級程度）

中学校：9～18学級（各学年3～6学級程度）

義務教育学校：18～27学級（各学年2～3学級程度）

この規模があれば、クラス替えが可能になり、多様な人間関係の中で子どもたちが育つとともに、活発な学校行事や多様な部活動の展開が期待できます。

ただし、適正な規模であることが最も望ましい状況であるものの、適正規模でない状況であっても、ある程度の範囲内であれば、教育指導面や学校運営上の工夫や努力により、大きな課題は生じないと考えられます。

こうした考えのもと、学校再編を検討すべき基準である「適正化すべき小規模校・過大規模校」の範囲を以下の通り定めています。

○適正化すべき小規模校

小学校:6学級以下 かつ 児童数120人以下

中学校:6学級以下 かつ 生徒数120人以下

義務教育学校:9学級以下 かつ 児童生徒数180人以下

○適正化すべき過大規模校

小学校:31学級以上(各学年5学級を超える)

中学校:31学級以上(各学年10学級を超える)

義務教育学校:46学級以上(各学年5学級を超える)

Q1-4. 今のままだと、どの学校が小規模校になるのですか。

A1-4. 基本計画において、規模適正化が必要な「適正化すべき小規模校」の基準として、「6学級以下かつ児童生徒数120人以下」と定めました。

この基準に照らすと、令和7年度時点で稲羽東小学校と緑苑小学校の2校が既に「適正化すべき小規模校」に該当しています。

さらに最新の将来推計では、近い将来(おおよそ20年)において尾崎小学校、八木山小学校、各務小学校が、遠い将来(40年先)においては稲羽西小学校、桜丘中学校、稲羽中学校も「適正化すべき小規模校」に該当する可能性が高いことがわかりました。

また、全小中学校において児童生徒数は減少傾向であり、小規模校化がさらに進む見込みです。

2. 学校再編の進め方について

Q2-1. 小規模校には良い点もあるのではないのでしょうか。

A2-1. 小規模校には「一人ひとりに目が行き届きやすい」「アットホームな雰囲気」といったメリットがあります。

しかし、児童生徒数が減少することで、

- ・クラス替えがなく、人間関係が固定化されやすくなります。
- ・集団での討論やグループ学習において、多様な意見が出にくくなります。
- ・体育でのチームスポーツや、音楽での合唱・合奏など、活動内容が制限されることがあります。
- ・多様な価値観を持つ友人と出会う機会が減り、人間関係を築く力が育ちにくくなる場合があります。
- ・切磋琢磨する仲間が少ないため、学習意欲や向上心が刺激されにくい環境になることがあります。
- ・教職員の数も限られるため、一人の教員が担う校務が多くなり、子どもと向き合う時間の確保が難しくなる場合があります。
- ・部活動の種類が限られたり、顧問の確保が難しくなったりします。

といった教育上の課題が生じる可能性が高まります。

アンケート調査でも、多くの市民の方が「多様な人との関わり」や「充実した集団活動」を重要だと考えていることが分かりました。

これらの多様な経験を通じて、子どもたちの社会性や協調性を育むなど、よりよい教育を行うために、一定の規模を確保することが重要だと考えています。

Q2-2. 学校の再編は、どのように進められるのですか。

A2-2. 諮問機関である「各務原市学校適正規模・適正配置等検討委員会」にて、再編後の学校のあり方について議論を行っています。

○検討委員会 委員構成

- ・大学教授
- ・小中学校教員
- ・自治会、青少年育成市民会議、PTA、社会教育委員代表
- ・公募市民

検討委員会で議論された内容については、ウェブサイトのほか、ニュースレターによる回覧や説明会などで再編の進捗等を含め公開しています。

(参考) 小中学校の再編等に向けた取組に関する市ウェブサイト

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/shisei/shisaku/1008113/1008141/index.html>



又は右記二次元バーコードより

Q2-3. 再編などについて、意見を言う機会がありますか。

A2-3. 検討委員会と検討委員会の間には、主に保護者の方を対象に、議論された内容などをお伝えするとともに、ご意見を伺う場として、説明会やアンケート等を実施しております。

いただいたご意見は、その後に開催される検討委員会の資料として活用させていただいております。

○これまでに実施した主な説明会等(令和8年3月時点)

令和7年6・7月 ・児童生徒保護者向け説明会

(尾崎小・稲羽東小・緑苑小・八木山小・各務小 各校区)

・児童生徒保護者へスマート連絡帳にて情報発信

令和7年8月 ・自治会まちづくりミーティング(稲羽西・稲羽東自治会連合会)

・全市的アンケート実施

① 15歳以下の子どもとその保護者

② 16歳以上の一般市民

③ 市内小中学校に勤務する教員

令和7年9月 ・自治会まちづくりミーティング(鵜沼第一・各務・八木山自治会連合会)

・児童生徒保護者へスマート連絡帳にて情報発信・アンケート実施

・関係者ヒアリング

① 自治会連合会会長等(各中学校区)

② 市PTA連合会

令和7年11月 ・児童生徒・未就学児保護者向け説明会

(尾崎小・稲羽東小・緑苑小・八木山小・各務小 各校区)

- ・児童生徒・未就学児保護者へスマート連絡帳にて情報発信、アンケート実施
- ・自治会長研修会（尾崎小校区自治会長等）
- 令和8年1月　・児童生徒・未就学児保護者へスマート連絡帳にて情報発信、アンケート実施
- 令和8年3月　・市民説明会
- ・児童生徒・未就学児保護者へスマート連絡帳にて情報発信
- ・パブリックコメント実施

Q2-4. なぜ「中学校区」を基本に考えるのですか。

A2-4. アンケート調査で、「同じ中学校区の中での統合や小中一貫校化による再編が許容できる」という意見が多かったことを参考にしました。
この結果を踏まえ、小学校から中学校への進学時の友人関係の変化を少なくし、子どもたちの心身の負担を軽減することや、これまで培われてきた地域コミュニティとのつながりを大切にしたいと考えています。

Q2-5. いつ再編されるのですか。

A2-5. 学校建替（施設更新）を伴わない再編の場合であっても、早くても令和11年度以降を見込んでいます。
これは、令和9年度以降における具体的な学校再編の取組において、児童生徒の事前交流等に一定の期間を設けるためです。
また、学校建替（施設更新）を伴う再編の場合、各務原市学校建替基本方針（令和6年度策定）より、開始から10年近くの年月がかかると見込んでいます。

Q2-6. 具体的な再編の内容はいつ発表されますか。

A2-6. 令和8年度末には、全小中学校についての具体的な再編内容や時期、及び施設更新時期をまとめたロードマップをお示しする予定です。
なお、検討委員会での資料や議論された内容については、その都度、ウェブサイトにて公表します。

3. 再編後の学校の姿について

Q3-1. 統合後の新しい学校はどこにできるのですか。

A3-1. 現時点では決まっています。

新しい学校の場所は、既存の学校敷地の活用を原則としますが、敷地の広さ、通学のしやすさ、小中一貫教育のしやすさなどを総合的に考慮する必要があります。

Q3-2. 新しい学校の名称や校歌、校章はどうなりますか。

A3-2. 現時点では決まっています。

新しい学校の名称や校歌、校章は、新しい学校のシンボルとなる大切なものです。これまでの各校の歴史と伝統を尊重しつつ、新しい学校への夢や希望が込められるよう、児童生徒や保護者、地域の皆様から広くアイデアを募集するなど、皆様と共に決めていきたいと考えています。

Q3-3. 新しい学校の制服や体操服はどうなりますか。

A3-3. 現時点では決まっています。

先進事例では、制服や体操服について、再編を機に新しいデザインを制定されることが多いようです。

ただし、在校生については新しい制服等買い替えず、現行のものを使用するなど、移行期間の設定などの配慮がされています。

Q3-4. 現学校敷地が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に指定されていますが、問題はありますか。

A3-4. 浸水は雨天時に発生するものであり、天気予報によりある程度の想定が可能であるため、この浸水想定区域に位置づけられていることをもって、学校整備候補地として適さないとは考えておりません。

また、土砂災害については、雨だけでなく地震がきっかけで発生する可能性もあることから、予測が困難であるため、その範囲を避けて学校施設を整備することや、整備に際して、対策を行うことが必要になると考えられます。

4. 小中一貫教育について

Q4-1. なぜ「小中一貫校」という形を目指すのですか。

A4-1. 小中一貫校には、小学校と中学校の9年間を見通した小中一貫教育を効果的に実施できるという大きなメリットがあるからです。現在の「6-3制」の課題である、環境の急激な変化による不登校やいじめの増加（いわゆる「中1ギャップ」）を緩和し、子どもたちの健やかな成長を支えることができます。また、専門性の高い中学校の教員が小学校の授業に関わるなど、より質の高い教育の提供も可能になると考えられます。
※メリットはA4-2もご参照ください。

Q4-2. 小中一貫教育の具体的なメリットを教えてください。

A4-2. 主に、以下のようなメリットが期待できます。

①学習面のメリット

9年間の一貫したカリキュラムにより、系統性・連続性を確保した学習ができます。中学校の教員が小学校の授業（例：英語、理科、算数、音楽、図工等）を教える「乗り入れ指導」により、専門的な指導が受けられ、中学校の学習へスムーズに移行できます。

②生活・成長面のメリット

「中1ギャップ」が緩和され、新しい環境への不安といった、子どもたちの精神的な負担が減り、安心して中学校生活がスタートできます。

小学生と中学生が日常的に交流することで、上級生は下級生を思いやる心が育ち、下級生は上級生をお手本にしながら、安心して学校生活を送れます。

異学年での行事や活動を通して、リーダーシップやコミュニケーション能力を育む機会が増えます。

③教職員のメリット

小中の教員が連携・協力することで、一人ひとりの子どもの情報を9年間共有し、個に応じたきめ細かな指導がしやすくなります。

Q4-3. 小中一貫校のデメリットや、心配な点はありませんか。

A4-3. いくつかの課題が想定されますが、それぞれに対して対策を講じてまいります。
※Q4-3-1以降をご参照ください。

Q4-3-1. 発達段階の違う子どもたちが同じ校舎で過ごすことに不安があります。
小学校低学年の子どもたちが同じ校舎にすることで、中学3年生の受験が心配です。

A4-3-1. 先進事例では、前期課程（小学生）と後期課程（中学生）の活動空間（フロアや校舎棟）や、休み時間の活動エリアを分けるといった工夫がされています。子どもたちが安心して過ごせる施設・環境づくりに配慮します。

Q4-3-2. 学校規模が大きくなり、人間関係が希薄になる可能性はありませんか。

A4-3-2. 異学年での縦割り活動を積極的に取り入れたり、小中の教員が連携して多角的に子どもを見守ったりすることで、一人ひとりに目が届く体制を築きます。

Q4-3-3. 人間関係が9年間固定化されてしまうのではないですか。
いじめや不登校などが増加・長期化されることはないですか。

A4-3-3. 複数の小学校を統合するなど、一定の規模を確保することで、新たな人間関係を築く機会が生まれます。また、委員会活動、地域との交流などを通して、学級以外の多様な人間関係を育めるよう支援します。
また、先進地に対し、義務教育学校化することにより、いじめや不登校などについてどのような変化があったかの調査を行いました。その結果、大多数の学校が「変化無し」又は「分からない」と回答したほか、一部の学校では、「減少した」との回答もあったことから、義務教育学校化による大きな課題にはなっていないと考えられます。

Q4-3-4. 小学校卒業という節目が無いと、達成感が無くなってしまいませんか。

A4-3-4. 前期課程（小学校期）のまとめとして、「修了式」を実施することで、学校生活における一つの節目とし、新たな学校生活への準備を行うことが可能となります。
それ以外にも、ステージ制を導入した際は、各ステージでの開始時期において節目の行事を行うことも考えられます。

Q4-3-5. 小学6年生時の最上級生としてのリーダーの経験が減るのではありませんか。

A4-3-5. 異学年交流や様々な学校行事で、リーダーとなる学年を6年生としたり、ステージ制を導入した際に、各ステージの最高学年がそのステージのリーダーを務めたりすることで、リーダーとしての経験を積むことができます。

Q4-3-6. 学校内にいわゆる不良の生徒がいると、学校生活に悪影響が無いのか、心配です。

A4-3-7. 先進事例では、どこの義務教育学校でも、共通して「不良」がほとんどいなくなった、という説明がありました。同じ学校内に小さい子がいることで、後期課程（中学校期）の子どもが非常に優しくなり、お手本として行動しています。

Q4-4. 義務教育学校とはなんですか。（小中一貫校と何が違うのですか。）

A4-4. 義務教育学校とは、平成28年度に改正された学校教育法に基づく、新たな学校の種類であり、これまで別々であった小学校と中学校を一つにし、9年間の一貫した教育を行う学校です。

なお、この学校教育法改正により、小中一貫教育が制度化されるとともに、「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」という2つの形態が制度化されています。

本市では、この2つの学校種を「小中一貫校」としています。

Q4-5. 義務教育学校の特徴を教えてください。

A4-5. 主に次のような特徴があります。

①修業年限は9年となり、前期課程（小学校期）から後期課程（中学校期）を連続して1～9年生として学校生活を送ります。

②これまで小学校6年・中学校3年であった区分を、発達段階等を考慮し、柔軟な区分へ設定することができます。（例：1～4年生-5～7年生-8・9年生といった3ステージ制など）

③1人の校長のもと、一つの教職員組織により学校運営が行われます。

これらの特徴により、小中一貫校におけるメリット（A4-3.）をより効果的に活かすことができます。

なお、義務教育学校とともに制度化された「小中一貫型小学校・中学校」においては、上記①～③の特徴はなく、これまでと同様、それぞれの小学校・中学校単位での教職員組織による学校運営となります。

Q4-6. 義務教育学校となった場合、教職員数はどうなりますか。

A4-6. 義務教育学校における教職員定数は、通常の小学校や中学校であった場合と同様の算定が行われます（前期課程は小学校、後期課程は中学校として、どちらも学級数に応じて算定されます。）。

教職員には、事務職員や養護教諭も含まれており、それぞれ前期課程ごと、後期課程ごとに算定されることになります。

(例えば、保健室の先生は小学校の分として1名、中学校の分として1名で算定され、義務教育学校全体では2名が配置されるというようなことになります。)

Q4-7. 義務教育学校となった場合、小学校・中学校両方の教員免許が必要ですか。

A4-7. 両方の免許を保有していることが望ましいですが、片方の免許だけでも勤務は可能です。なお、岐阜県の教員は、小学校と中学校の両方の免許の保有率が全国でもトップクラスで、義務教育学校が実現しやすい環境が整っていると考えています。

Q4-8. 義務教育学校となった場合、運動会などの行事はどのように実施されますか。

A4-8. 先進事例では、学校行事の運営は様々であり、全学年が参加し運動会を実施する学校もありました。一方で、ステージ制によるステージごとでの実施や、複数の学年で構成し実施するケースもあります。
再編後の学校規模等を踏まえ、検討していきます。

Q4-9. 義務教育学校となった場合、私立中学への進学はできますか。

A4-9. 従来通り、私立中学校への進学も可能です。

5. 子どもや地域への配慮について

Q5-1. 再編の対象となる在校生には、どのような配慮がありますか。

A5-1. 再編により、学校環境が変化する児童生徒の心のケアについて配慮します。
新しい学校へのスムーズな移行を支援するため、以下のような取り組みが考えられます。

(例)

事前の交流活動:

統合対象校の児童生徒と一緒に活動する機会(合同遠足、体験授業など)を設け、友人関係を築けるようにします。

新学校の見学会:

新しい校舎や通学路を事前に見学し、不安を解消します。

Q5-2. 新しい学校で、子どもが友人関係に馴染めるか心配です。

A5-2. 子どもたちの心身の負担軽減は再編における配慮すべき事項です。
統合が決まった際には、十分な準備期間を設け、その間に統合対象の学校同士で合同の授業や学校行事、部活動などの交流機会を計画的に設けます。事前に一緒に活動する経験を積むことで、新しい学校生活への不安を和らげ、円滑な人間関係づくりを支援します。

Q5-3. 障がいのある子どもへの配慮はどうなりますか。

A5-3. 障がいのあるお子さん一人ひとりの発達段階や障がいの状態・特性を十分に考慮し、丁寧に対応します。

再編にあたっては、保護者の方や現在の学校の教職員と十分に連携を取り、新しい環境でも安心して学校生活が送れるよう、きめ細やかな支援体制を整えます。

Q5-4. 学校が遠くなると、通学が心配です。どのような対策を考えていますか。

A5-4. 通学の安全性と負担軽減は、再編を進める上で非常に重要な配慮事項だと考えています。

基本計画(案)では、「通学距離が概ね半径2kmを超える区域の児童」など、一定の基準に該当する場合には、スクールバスの導入やふれあいバスの利活用などの支援策を講じることとしています。その際、原則として保護者の経済的負担が生じないよう

配慮します。

また、通学路の防犯対策の徹底など、地域や警察と連携して安全確保に万全を期してまいります。

Q5-5. 統合によって使われなくなる学校（廃校）の跡地はどうなりますか。

A5-5. 学校は教育の場だけではなく、地域のコミュニティの拠点として、防災や、地域交流の場、スポーツ・文化の場など多様な役割を果たしています。廃校となる学校の跡地については、学校が果たしてきた機能や地域のつながりが失われることがないように、地域の意見や実情等を参考にしながら、全市的な行政需要や跡地の維持管理にかかる費用、将来の市の財政状況等を踏まえ、総合的に検討していきます。

Q5-6. 学校がなくなると、地域のコミュニティの核が失われてしまうのではありませんか。

A5-6. 学校が地域と密接に関連している点は、市としても非常に重要視しています。学校再編後も、これまで育んできた地域の伝統芸能の伝承活動や地域行事との連携などを継続・発展させ、新しい学校が地域の新たなコミュニティの拠点となるようにすることが必要だと考えています。例えば、学校内に地域の歴史に触れられるスペースを設けるなど、学校と地域のつながりを維持・強化していく方策を、地域の皆様と共に考えていきたいと思います。

また、本市がこれまで進めてきた、中学校区を単位とした「各務原市型コミュニティ・スクール」の理念を発展させ、地域と連携した新たな教育モデルの構築を目指してまいります。

Q5-7. 校舎の建替期間中は、子どもたちはどこで学校生活を送りますか。

A5-7. 詳細な建替工程は今後検討していくことになりますが、基本的には、現校舎を残したまま、現在のグラウンドなどに新校舎を建設したり、現校舎を段階的に取り壊しながら、新校舎へ移行したりするパターンを想定しています。そのため、グラウンドが一時的に制限されることは考えられますが、建替期間中であっても通学する場所は今まで通りとするのが基本的な考えです。

Q5-8. 再編時に進級する子どもたちは必ず新しい学校へ進学することになりますか。

A5-8. 再編によっては、今までの仲間と離れ離れになってしまう可能性もあることから、再編の過渡期においてはご希望に応じて柔軟に対応させていただく予定です。

Q5-9. スクールバスなどの対象者は小学生だけですか。

A5-9. 通学支援対象者は基本的に「A5-4」の基準となりますが、通学路に著しい高低差がある場合など、地域事情を考慮し、対象者を含め検討していきます。

Q5-10. スクールバスとなることで、歩く量が減り、体力が低下しないか心配です。

A5-10. 先進事例では、子どもの歩く量を踏まえ、スクールバスを敢えて学校の少し手前で停めるという事例もあります。運行ルートや停留所の場所等、細かな運用は今後検討していきます。

Q5-11. 現在の学校区と自治会区域にずれが生じていますが、再編により解消されますか。

A5-11. 市内の一部区域において、ご質問のような地域が存在していることを確認しています。学校再編の検討にあたっては、小学校区単位を原則としていますが、学校区の境界については、地域の皆様のご意見を踏まえつつ、必要に応じ調整することも検討しています。

(参考) 現在の小学校区及び中学校区



中学校区の一覧表

中学校名	校区の小学校名
那加中学校	那加第一小学校、那加第三小学校
桜丘中学校	那加第二小学校、尾崎小学校
稲羽中学校	稲羽西小学校、稲羽東小学校
川島中学校	川島小学校
鵜沼中学校	鵜沼第一小学校、八木山小学校、各務小学校
緑陽中学校	鵜沼第三小学校、緑苑小学校
蘇原中学校	蘇原第一小学校、蘇原第二小学校
中央中学校	鵜沼第二小学校、陵南小学校、中央